

大和市告示第57号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する
基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

別記第1号カ(エ)及び(オ)を削り、同別記第2号カ(エ)及び(オ)を削り、同別記第3号ソ(エ)及び(オ)を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に行ったサービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。